

## 【八潮南部東まちづくり推進地区】

### 開発基本計画届出書（条例第66条第1項） 添付書類

（正本1部作成）

添 付 書 類		説 明
1	委任状	
2	土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の写し	仮換地証明書等の写しも添付
3	開発区域の案内図	区域を朱書き
4	開発区域の現況図	区域を朱書き
5	開発区域及びその周辺の状況を示す写真	区域を朱書き 2方向以上とし、現況図へ撮影方向を記入
6	仮換地図等の写し	区域を朱書き 近隣住民、周辺住民の範囲を記入
7	土地利用計画図（配置図）	区域を朱書き 予定建築物の配置寸法、用途、構造、階数、延べ面積、最高高さ、境界杭の種類、接する道水路の種別と幅員を記入
8	その他市長が必要と認める図書	

※届出書の正本には、押印をすること。

#### 近隣住民及び周辺住民の範囲

開発区域の面積	近隣住民	周辺住民
1,000平方メートル未満	15メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍（※）の距離とのいずれか長い距離	30メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	20メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍（※）の距離とのいずれか長い距離	40メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離
3,000平方メートル以上	30メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍（※）の距離とのいずれか長い距離	50メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離

※ 中高層建築物の開発事業においては、前項の表の近隣住民の欄中「等倍」とあるのは、「2倍」とする。